

地籍基準点の復元について（お願い）

（地積測量基準点の管理）

地籍調査事業完了地区には道路やコンクリート構造物等に多くの基準点（図根三角点・図根多角点）が設置されています。この基準点は国土地理院が設置した三角点（1等～4等）を基に設置されたもので、地球上の位置を示す緯度・経度、平成24年以降に設置したものは標高も表しています。

この基準点がき損・亡失すると、土地の分筆・合筆や境界の復元が出来ないばかりか、個人管理の境界杭にも影響があります。

道路工事等を行う際、事前の復元対策を施しておけば費用は掛かりませんが、知らずに基準点をき損・亡失させた場合は復元に多くの費用と時間が掛かります。

（原因者負担となります）

工事現場付近で杭や鋌がある場合は、地籍調査室までお問い合わせください。

（復元方法）

国土地理院「街区基準点復元作業マニュアル」に準じて復元作業を行ってください。 ※杭・鋌等は市から支給します。

（提出書類）

- ①着工前に「作業計画書」（任意様式）
場所、復元内容が分かるものを提出してください。
- ②着手前・復元後の対比した写真

（復元確認）

上記②の写真提出後、現地確認(測量)を行いますので立会いをお願いします。

坂井市産業政策部
農業振興課地籍調査室
☎50-2010（直通）